

活動組織の取り組みに対する意見書

平成22年3月29日

福島県農地・水・環境保全向上対策第三者委員会

本対策により、地域の実情に即した創意工夫ある地域ぐるみの活動が県内の各活動組織において展開されている。これらの活動は、地域自らがこまめに補修することによる共同利用施設（用水路、ため池など）の長寿命化、農村の豊かな自然環境や景観の向上、さらには安全・安心な農産物の供給などにおいて、大きな成果をあげている。今後、後半期における活動組織の取り組みがさらに充実することを期待して下記の意見を付す。

- ・ [継続的な活動への支援]

5年間とされる対策において、期間内でなければ取り組めない活動を実践しつつ、期間終了後においても取り組むべき活動等とを意識し、後半期の活動を充実させるための活動に対する継続的な支援を行うこと。

- ・ [消費者への理解促進]

環境にやさしい営農活動により生産されている安全安心な農産物を消費者に効果的かつ効率的に販売するためには、消費者との交流を通じた理解の深まりが不可欠であり、こうした理解を促進する取り組みをより充実すること。

- ・ [行政の積極的な支援]

地域住民が活動を進めるにあたっては、地域全体としての将来像を立場を超えて語り合うことが重要であるが、これまで縦割り行政がその支障になることがしばしば見られたので、こうしたことが生じないように留意しつつ、積極的な支援を行うこと。

- ・ [人づくりの推進]

本対策の推進のみならず、地域づくりには地域をまとめるリーダーの存在が重要であり、こうしたリーダーとなるべき人たちを育成する活動や経験交流を深めるための支援を一層強めること。また女性の参画が重要であり、その参画が円滑に進むような支援を行うこと。

- ・ [本対策に取り組めなかった地域への配慮]

今後、全体的な評価を行うにあたっては、本対策に取り組みたくても取り組めない地域の実情も配慮した検討を行うこと。